

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月20日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第7号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（休館日等） 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、新聞閲覧室は、無休とする。</u> （1）～（4） 略 2・3 略</p>	<p>（休館日等） 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 （1）～（4） 略 2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。